

1920年代末上海における学校診療所について

徐, 佳汝
九州大学大学院 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/7173449>

出版情報 : 飛梅論集. 24, pp.15-29, 2024-03-25. Graduate School of Human-Environment Studies,
Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



1920年代末上海における学校診療所について

徐 佳 汝*

はじめに

本研究は、1920年代衛生行政の仕組みが先進的に着手された上海⁽¹⁾において、学校における医学の導入を明らかにすることを目的とする。衛生行政機関である上海特別市衛生局（以下、衛生局）による学校診療所の設置経緯及び、生徒を対象に行った検査・診断の内容と方法を検討することを通して、子どもの身体を医療的な管理をしようとした学校衛生の具体を明らかにする。

衛生局の成立に関しては、福士由紀の研究が挙げられる。福士によれば、1920年代から1930年代にかけて、国際衛生事業・衛生の国際化が進展する中で、南京国民政府下の上海特別市政府では、中国の強国化につながる「衛生強国」論を基礎として、各種の公衆衛生事業が実施された。当時の改革者、医師、官僚たちは、死亡率の高さ、疫病の頻発、帝国主義の侵略といった20世紀的な中国の苦境の解決策として衛生学に目を向け、細菌の除去と人口のコントロールを、国民の健康と国家の主権を維持するために求めていた⁽²⁾。こうした進展の中で、学校衛生は上海の衛生行政の一つの事業とされていた⁽³⁾。

このような上海の衛生行政の一環として位置づけられた学校衛生が正式的に開始する以前の時期に、子ども向けの疾病予防や治療が実施された様相は秦によって明らかにされている。秦韶華は、上海の華界における学校衛生の形成過程における学校と政府、慈善団体とのやり取りについて分析した⁽⁴⁾。秦の研究から、近代以前の中国の学校には体系的な学校衛生教育がなく、「養生」と個人の衛生・清潔⁽⁵⁾にのみ焦点が当てられていたことがわかる。秦の研究によれば、20世紀初頭から学校衛生は徐々に校医や身体検査、衛生課程などの新しい内容を取り入れたが、衛生教育、つまり衛生習慣の育成、衛生知識の習得、行動の訓練や疾病の予防・治療等は、中華民国の成立初期には依然として放置されたままであった⁽⁶⁾。以上のような状況に対して、本研究における、衛生行政の制度化によって開始された1920年代の学校衛生は、政府による子どもの衛生の行政的管理、さらに民衆向けの衛生教化の嚆矢として注目される。

衛生局の成立と事業に着目したナカジマ⁽⁷⁾の研究は、公衆衛生行政の具体的な事業としての「移動診療チーム」と「巡回診療所」について明らかにした。ナカジマによれば、それらの施設は遠隔地の学校に派遣され、特に農村部学校の衛生や救急医療を行ったが、いずれも臨時的、移動的なも

*九州大学大学院博士後期課程

のであった⁽⁸⁾。さらに、福士が学校衛生の行政的な成立以降、国立・市立学校、及び政府に登録された私立学校の生徒に対する健康診断、体格検査、強制的な予防接種が行われたことについて触れている。学校衛生システムが形成された結果の一つとして、福士は1933年上海市衛生局呉淞区衛生事務所が1300人の学生に対して実施した検査を一例として挙げ、「欠点」があるとされた生徒には、学校衛生看護師により治療が施され、1933年には特に集中的にトラホーム治療が行われたことを紹介した⁽⁹⁾。

以上のように、中国の学校における衛生的知見形成や衛生行政の成り立ちをめぐる研究は、子どもの身体管理を行政事業の一つとして位置づけている。ナカジマの研究では、学校衛生が行政的に成立する以前の衛生事業として、「移動診療チーム」と「巡回診療所」の派遣と利用が解明されていた。また、福士の研究において、衛生局の事業の一つとして治療提供が行われたことについて触れている。これらの研究を踏まえ、まず本研究は『衛生月刊』に掲載された衛生局による計画や報告などの書類を分析することで、上海特別市における学校衛生の開始を明らかにする。この分析を通して、ナカジマの研究で明らかにされていない、学校衛生が正式的に成立して以降のこと、つまり学校における医療施設や診療所の整備された経緯を解明できる。次に、学校現場における学校衛生の実施様相に関する考察を通して、衛生的・統計学的な視点で学校衛生の整備を見直し、子どもたちに、ひいては子どもたちを通して間接的にその両親に対しても衛生観念を啓蒙し普及させることを目的とした衛生局の動きを明らかにできる。こうして、福士の研究で明らかにされていない、実際の現場レベルにおける具体的な実施様相について詳細に解明できる。以上、本研究は、より多くの国民への衛生知識の定着、習慣化をはかるための手段として、学校での検査・診断を通して診療所、病院へと子どもたちをアプローチさせる仕組みが成立した経緯、その具体的活動を明らかにすることを目的とする。

本研究の構成は以下の通りである。まず、国民政府の中央衛生部が1929年（民国18年）2月に発布した「学校衛生実施方案」から、上海の衛生局はそれを基準にしながらどのように発展してきたかを考察する。この「学校衛生実施方案」は中央政府が作成した最初の学校衛生実施計画であり、上海特別市はこれを踏まえ、同年の3月に「民国18年上海特別市学校衛生初期実施計画」を作り出した。この計画によって、学校衛生をめぐる事業が規定された。従って、第一章ではこの二つの計画によって学校における医療がどのように導入され、成り立ったかを分析する。第二章では、衛生局が出した「上海特別市衛生局学校衛生実施概況」を主な史料とし、診療室の運営や学校における予防と治療の実際を検討し、学校における予防と治療のプロセスにおいて、学校と家庭の連携を見ていく。施設の中に使用されていた各種の連絡文書や手紙を通して、児童の自宅を訪ね、健康状態を記録し、回復度を調べ、子どものケアや処置の助言をした診療室は、検査データを保存・連絡する機能を果たしたことも解明する。最後に、衛生局が設置した診療所を考察することで、学校衛生の拡充としての診療所の機能を明らかにする。

第一章 学校への治療機能の導入

第一節 「民国18年上海特別市学校衛生初期実施計画」の発布

「はじめに」で触れたように、国民政府の中央衛生部が1929年（民国18年）2月に「学校衛生実施方案」（以下、方案）を発布し、それは中央政府が作成した最初の学校衛生実施計画であった。この計画を契機に、各地方衛生・教育当局に「市立学校に在籍する児童に医療検査を提供するための運営を行い、児童らの健康状態や心身状況に対応するための方策をとる権限」が与えられた⁽¹⁰⁾。その実施は、学校児童の公営基礎学校に入学時や入学前に、あるいは地方衛生・教育当局が設ける別の機会で行われるとされていた⁽¹¹⁾。

1928年12月の第二回衛生運動大会で公立上海医院医務長周楚良は中国の児童の身体状況について講演をし、児童の中によく見られた疾病を以下のように指摘した。彼は、「吾国の児童は、日光も通風も足りない環境で育てられ、また運動が不足しているために、体が衰弱し、風邪、胃腸病、肺病、くる病、腺病などは多発でかかりやすい。社会は注意を払わず、父母は改良を知らないのである」⁽¹²⁾と注意し、「児童衛生の最高な実施者は両親と教員」と強調した。このような状況を原因に「方案」の冒頭でその目的が書かれている。「方案」が出された理由は以下である。

小中学校の児童生徒の発達期には、心身の体格の強弱が学力に大きく関係している。学校の衛生設備は学生の健康に大きな影響を及ぼすから、設備の改善を重んじなければならないが、同時に学生自身は病氣・奇形がないか、頭脳は健全かどうかにも注意する必要がある、殊に学業は進歩せず、体は日々弱くなるような不健康で何もできない国民にならないように矯正しなければならない。従って学校の衛生は、本当に民族と国家の自強の根本的な方法であるので、それを特に重視しなければならない⁽¹³⁾。

児童を「不健康で何もできない国民にならない」ように育成するため、中央衛生部は学校衛生を「民族と国家の自強の根本的な方法」として考えていた。つまり、学校医療検査導入をふくめた1920年代中国における学校衛生計画は、国民の不健康な状態の改善や民族主義の提起などをその趣旨としていた。こうした旨の下、1928年までには、衛生部はまず外国から紹介された方法を北平に適用し、北平特別市第一特別衛生区を設立し、そこで数年間の学校衛生事業の試行を行ない、それ以降これらの事業を全国的に普及しようとした。衛生部は北平での実施状況を踏まえ、人員の採用や経費の規定など行政上必要な事項について新たに規定を作成し、各地における学校衛生の準備の参考として、次々に実施した⁽¹⁴⁾。これらの事業で一般的に検査されたのは、学校児童の身体測定（身長、体重、座高）と虫歯や視力検査、そして扁桃腺の検査などであった。また、衛生部は学校衛生事業に関わる人員（校医、看護師、教職員）の募集・任用の規則⁽¹⁵⁾を定め、学校における診療室の設置や受診の手続き⁽¹⁶⁾も決めた。さらに、「方案」は小学校—中学校—高校それぞれの衛生教育の内容も指定した⁽¹⁷⁾。

上海特別市はこれを踏まえ、同年の3月に「民国18年上海特別市学校衛生初期実施計画」（以下、「計画」）を作り出した。この計画によって、学校衛生をめぐる事業が規定された。以下では、「計画」の内容を通して、上海の小学校における治療機能の導入について検討する。

学校医療検査が1928年以降から全国的に計画され、実施され始めると、上海特別市は「民族が自強を実現したいなら、その根本的な方法は学校の衛生にある」⁽¹⁸⁾ という衛生部の理念を受け継ぎ、同時に学校による治療提供も要求した。「計画」の意義が論じられた際に、学校による治療提供の利点が「家計」と「学力」の視点から以下のように説明されていた。

…というのは、小中学校の生徒は発達している時期であり、体格が健全かどうかで学業に支障をきたすからである。もしもこの時期に病気を抱えていても、きちんと治療を受けられなければ、勉強もできず、ますます貧弱になり、不健康な国民になってしまうだろう。政府は学校衛生の重要性を強く主張すべきであり、学校衛生が行われていない学校は不完全である。学校衛生も国が一方的に提唱するものではなく、学校側も最重要視すべきものである。経済的に考えればなおさらである。学校の衛生事業が行われることで、生徒がかかった病気をすぐに治療し、伝染病を予防することができるため、家庭では薬の費用が節約でき、病院に行く煩わしさがなくなる。国家の利益は、一人一人の健康な国民を養い、将来の有能な人材を養成することにあるから、一挙兩得の利は莫大である⁽¹⁹⁾。

上海特別市衛生局にとっては、学校衛生事業を展開するため、国だけではなく、学校側の重視と協力も必要であり、これは家庭の経済にも良いことである。実は、民国16年から、衛生局は全ての市立学校を対象に生徒の眼科・歯科検診を実施し、17年11月に巡回診療所を開設した。Nakajima の研究で触れられたように、この巡回診療所は市立学校までに派遣され、生徒の病気の治療や体格のチェックを行った。しかし、当時「範囲は非常に広く、作業也多岐にわたって、また医療専門スタッフの限界と不足」⁽²⁰⁾ により、全ての児童に治療を与えることは困難であったと診療所の問題が指摘された⁽²¹⁾。その後、1928年4月1日に衛生局は学校衛生事業を模索して開始し、「学校衛生事業に関わった地元自治体やアメリカのヘルスクラブと相談し、資金と人材の援助を得ることができた」⁽²²⁾ が、「経費や人手はまだ不足するため、市立6校（万竹、西成、梅溪、尚文、隆徳、農壇）を試験的に選んだ」⁽²³⁾。1929年2月、衛生部による「方案」が公布されてから、衛生局は対象学校と専門人員を拡充し、「和安、務本、飛虹、樹基、比徳、時化、敬業、第一実験の8校を追加し、年の後期には引き続き3、4校を加える予定であった」⁽²⁴⁾。衛生局の1929年統計によれば、十四校の人数は、男女を合わせて9048人であった⁽²⁵⁾。

第二節 人員配置

指定された学校に対して、衛生局は「計画」でまず学校衛生に関わった人員（校医、看護師、教員）について規定を作成した。人員の配置と要求は以下の通りである。

医師：基本的には本局の学校衛生課のスタッフである。学校衛生課の課長が指揮するほか、男性医師2名、女性医師1名を採用し、指定学校の生徒の健康診断、奇形矯正、各種予防接種、衛生講演などを行う。一人あたり約三千人の学生を管理する。

看護師：本局では4人の看護師を採用し、経験と資格の高い者を優先的に看護師長として選び、医師の病気の矯正と体格検査の補助、衛生教育の協力、感染症の発見と予防管理などを行う。一人あたり約二千五百名の生徒を管理する。

教師：学校衛生は学校行政事業の一つであるから、各学校の教職員はいろいろなことをサポートすべきである。学校の衛生が完全に保たれるかどうかは、教師に大きく依存している⁽²⁶⁾。

以上で見たように、衛生局は指定した十四の市立学校に関わった医師、看護師、教師それぞれの要求を「計画」で明記した。彼らの募集と採用について、まず衛生部の「方案」には明確な要求が書かれていた。学校で治療を行うことを望む場合、申請者は経験年数や資格などが規定されている。「方案」によると、校医は「国内外の官立又は政府案のある公私立の医学専門以上の学校を卒業して卒業証書を持ち、公衆衛生学の学位を取得した者で」⁽²⁷⁾ なければならない、学校の看護師は「国内外の官立又は公私立看護学校を卒業し、その資格を有し公衆衛生訓練を受けた者。または公衆衛生機関に勤務した経験がある者で」⁽²⁸⁾ なければ認められない。また、「方案」によれば、校医と看護師は地方の衛生行政機関（各省市県の衛生局または衛生局の保健課や学校衛生係）に直接所属し、都市部と農村部によって一人が管理する生徒の数が異なっていた⁽²⁹⁾。上海の場合は、農村部の状況は「計画」で明瞭にされてはいないが、指定された十四の市立学校に対して一人の校医は約三千人の生徒を、一人の看護師は約二千五百名の生徒を管理することが要求されている。さらに、校医と看護師のみならず、学校教員の役割も強調されており、特に学校衛生医や看護婦のいない地方では、教員は学校衛生にとってさらに重要とされていた。「方案」では教員の重要性について、「校医と看護師の仕事は、教員の補助を受けてこそ効果がある」⁽³⁰⁾ というように説かれている。また、教員の募集と採用に関して、「中央が地方政府と協同して、小中学校教員向けの夏期あるいは臨時短期の学校衛生訓練班を準備し、小中学校教員を選抜してクラスに入れて練習させる」⁽³¹⁾ ことは必須であると「方案」に記述されている。つまり、衛生教員の選考の判断は衛生局に委ねられており、彼らは衛生訓練を受けてから、学校で校医と看護師を補助することが望まれていた。しかし、校医や看護師が不足している場合は、教員による学校衛生事業の展開が認められていた。

以上のように、上海の小中学校に治療機能が導入された際に、まず人員の配置が要求された。学校における診断・治療を行うため、校医、看護師、及びその他の学校の衛生職員は総合的に学校の衛生事務を処理することが必要であるとされ、それぞれの役割が明らかに定められていた。学校医は健康診断や奇形矯正の実施、予防接種、伝染病の予防事業を担当し、これらと並んで、学校の校舎や設備の状態の視察が学校医の主な任務を構成した。さらに、学校との関係については、学校医は技術的な助言者の立場にあるとされ、学校に対して強制的な介入を行うことはできなかった。看護師と教員は校医補助の役割を果たす同時に、家庭訪問や衛生教育などを展開した⁽³²⁾。以上に述べ

てきたように、校医、看護師、教員の配置によって、学校における衛生治療が行政的に導入されたことが明らかとなった。

第三節 診療室の設置

学校へ医療を導入するために、必要な事業の二つ目は診療室の設置である。「方案」は学校診療室とそこにある用品について詳細に規定した。

各学校は診療室を設け、中に机と椅子、薬箱、書棚、診察ベッド、洗面台などの家具を置くべきである。それらは健康検査の実施や病気の診察のためである。また、あらゆる医療資材の購入準備も必要である。医療資材は以下の通りである：診療及び看護婦の制服、白い帽子、ゴム手袋、包帯、脱脂綿、輪ゴム、巻き綿棒、舌押し板、楊枝、はさみ、注射管、体温計、聴診筒、ライソル水銀錠、ヨード、石鹼、軟膏及びその他必要な診療用消毒材料である。さらに、各種の統計表も用意しなければならない。統計表は健康検査表、身長体重記録表（教室用）、勤務記録表（医者用）、勤務記録表（看護師用）、疾病治療表、学校衛生視察記録表、家族通知書などを含む⁽³³⁾。

「方案」によれば、学校で衛生事業を展開するため、診療室とその医療資材、及び各種の統計表は欠かせないものであった。この「方案」を踏まえ、衛生局は市立学校の診療室の設備について以下のように規定した。

本局は指定された14校内に学校衛生室を設置し、学校から各種の常用器具を購入してもらうほか、本局はあらゆる医療資材及び各種の印刷物を多く購入する。往診治療のたびに衛生教員に対応してもらう⁽³⁴⁾。

診療室で使用する機材費や設備費、人件費などは衛生局の経費によって支払われていた。衛生局の規定によれば、経費は生徒数の多寡によると、生徒一人につき年間1.5元以上とすることを基準とした⁽³⁵⁾。このように、1929年中央衛生部の「方案」が作成され、同年の3月に上海特別市衛生局は「方案」に基づき、市立学校を対象に「計画」を發布した。この「計画」には、学校治療をめぐる人員や設備についての規定が記述されている。これを通して、上海の市立学校には、行政的に「治療」という機能が導入されたことがわかる。次章では、学校の診療室が実際に使用されたことと、その中で学校と衛生局及び学校と親の関わりを明らかにする。

第二章 予防と治療の実施詳細

第一節 診療室における医療活動

1929年3月に「計画」が發布されてから、衛生局は同年の4月から正式に学校で健康診断を実施し始めた。当時健康診断は、「生徒の健康づくりの基本事業」⁽³⁶⁾と見なされ、これを通じて「子どもの身体を測定し、病気や不具合を早期に発見し、改善できる」⁽³⁷⁾と想定されていた。「計画」では、学校における健康診断について、「学校衛生が展開されているすべての学校の全生徒を対象に、校医と看護師が学校に派遣され、生徒を随時受診させること。その中に新入生は年に一回、新入生以外は、3年に1回受診する」⁽³⁸⁾と規定されていた。健康診断の項目は、身長、体重、胸囲、脊椎、体格、視力、眼病、聴力、耳病、歯である。衛生局の統計によると、1929年4月から6月末までの間に、合計3,683人の生徒が診断を受けた⁽³⁹⁾。また、各学校の生徒の健康診断が終了したら、生徒の診断結果を衛生局指定の様式で詳細な記録にして残すことが要求されていた。このように、新入生や在校生に対する学校医検診で、衛生局は生徒たちの身体状況を把握し、健康状態の確保が行われるようになった。

健康診断の他、予防接種と病気治療も同時に実施されていた。1929年衛生局の「学校衛生実施報告」によれば、生徒の病気を予防するため、衛生局はワクチンを用意し、各学校の生徒を対象に定期的に無料で投与していた。生徒については、「1929年度の新入生は毎年、新入生以外の生徒は3年に1回の接種が義務付けられていた」⁽⁴⁰⁾ことが規定されていた。また、当時の流行病、例えば腸チフス、ジフテリア、髄膜炎、コレラに対するワクチンも、常時学生に定期的に投与することの重要性も強調されていた。「計画」の公布以来、水痘の予防接種を2,824人が、コレラの予防接種を2,005人が受けた⁽⁴¹⁾。

しかし、当時病気治療も行われていたが、衛生局にとって、それは病気予防ほど重要ではなかったことが史料から窺える。病気治療に関する報告には、以下の内容が記されている。

週2回に、学校衛生医や看護師が各学校を訪問し、一般的な病気の治療を行った。しかし、生徒は大病や重症を患った場合は、赤十字総合病院の診療券が支給され、病院で治療を受けることができるようにされた。また、感染症が発生した場合は、隔離やワクチン接種を行った。学校衛生という分野の範囲が広いため、治療よりも予防の価値は重要視されている。そのため、病気の治療には慎重になり過ぎないことが大切である⁽⁴²⁾。

20世紀初頭から、中国の衛生事業に対する医療宣教師の介入に伴い、微生物や細菌学などの衛生知識が中国にもたらされ（Nakajima 2018）、予防医学という衛生理念は衛生局による衛生事業の展開にも影響を与えたことが示されている。従って、病気の治療よりその予防に衛生局は重きを置いた。診療室や学校医・看護師を配置することで、学校という場所に病気の予防・治療という機能が付与されたが、学校医は身長・体重などの身体の基本的な情報と健康状態の診断をし、多くの治療は病

院が行うこととされていた。「診療券」の配布の事例からは、受診の機会が貧乏な生徒たちにも開かれていたことがわかる。なお、感染症や重症で通院した児童が出席に適していると医師によって判断されない場合、彼らは学校に復学することができなかったことも強調されていた⁽⁴³⁾。すなわち、学校で実施される医療検査で健康状態に異常が発見されることは、学校児童が通学に適していると医師に認められるまで、通学が停止されることを意味した。

第二節 統計表の利用と学校医療における両親への接近

学校で病気の予防と治療を行うため、学校内の診療室や人員の配置のみならず、学校と親の連絡を保つことも、当時重要視されていた措置の一つである。教員や学校の看護師は児童たちの健康状態に関する情報を収集し、誰が健康状態に異常があるのか、あるいは誰が治療を受けていないのかなどといった、生徒たちの健康状態を把握してから親たちに伝えることは、重要な衛生活動として見なされていた。親との連絡は、「民衆には医学知識が不足している」⁽⁴⁴⁾ という考えや、「健康診断を批判し、拒否する生徒がいた」⁽⁴⁵⁾ 当時の状況と関わった。従って、学校の治療・予防活動においては学校と親の交流、すなわち、校医、看護師、あるいは教員を通して、親が理解し対応することの重要性が強調され、この活動は学校の診療通知書などの発行を通して実施された。「学校衛生実施報告」における生徒の欠点矯正手続きには、親との連絡について以下の通りに書かれている。

- (1) 生徒の身体的欠点と健康との関係を保護者に伝え、当日中に診察を受けるよう求める。
- (2) もし、保護者が子どもの体調を把握しておらず、問題点を彼らにお知らせしても理解もできない場合、本局は保護者に医師との面会を求める手紙を出し、医師は保護者に対して直接に欠陥の危険性を説明し、改善策などを相談することになっている。
- (3) 2番目の手続きをしても保護者が気にしない場合は、学校衛生部の看護師が自ら欠陥のある児童生徒の家庭を訪問し、保護者に子どもの身体的欠損を改善するよう効果的に働きかける。ご両親が同意した場合、「欠陥矯正依頼書」に記入していただき、看護師の立会いのもとで作成する⁽⁴⁶⁾。

「学校衛生報告」によれば、十四校の生徒は以上の手続きに従い欠点矯正を受けた。学校医と看護師は、健康状態に異常が見られる児童に治療を提供させるために、学校と親、そして衛生局との間で情報を共有する仲介者としての役割を果たしていた。これに加え、親との連絡は、衛生局が規定した診療室の備品にも示されている。例えば、児童の健康状態に異常が発見されたことを親に伝えるために、衛生局が発行したカードを使って情報を共有していた。さらに、第一章で検討したように、診療室の中に、医療資材だけではなく、各種の統計表も必須とされていた。これら統計表の中では、衛生局が作成した「家族宛の生徒衛生の通知書」、「親請求書」について、それぞれの用途が以下のようになっている。

「家族宛の生徒衛生の通知書」：学校から生徒の家族に知らせて、何月何日にどこの学校にいるかを説明して、そして衛生局の医師に各生徒の体格を検査してもらい、その家族に学校を見学してもらう。生徒の保護者を対象にし、医師に学校衛生の目的を説明してもらう。

「親請求書」：親から医師への手紙である。請求書に子どもの欠点を説明して、「病院に連れて行き診断・治療する暇・お金がないので、学校医と看護師に頼んで全部代行してもらう」旨を書く。将来もめごとや異議がないように保護者のサインが必要である⁽⁴⁷⁾。

すなわち学校の医者と看護師は、診断・治療を行うために、親を同意させることを条件としていた。また、その前提には学校衛生に関した知識や観念を親に理解させるという目的があるので、児童だけではなく親も学校に通い、見学することを強いられた。しかも、「将来もめごとや異議がないように保護者のサインが必要である」という要求は、学校での診断・治療に対して拒む親たちが存在した可能性もあったことを示唆している。

第三節 衛生局による診療所の設置

上記した健康診断や病気治療は、衛生局が校医や看護師を選抜し採用して、彼らを学校に派遣し学校の診療室で行った学校衛生事業である。学校診療室とともに、衛生局が設置した診療所も生徒の身体検査、特に眼と歯の健康管理を担っていた。つまり、学校では治療できない病気の場合、生徒は学校を出て衛生局まで受診に通っていた。衛生局による診療所の設置は、学校衛生の拡充としての一環であった。「計画」において、衛生局は歯科診療所について以下のように規定していた。

我が国の校医が行った調査によると、22%の生徒がむし歯に罹っており、これは健康に大きな害を及ぼしているとのことである。虫歯のため、食事の時に噛むことができないと、消化不良や栄養不足になることが多く、健康を害することになる。大きく言えば、学問の進歩に支障もきたしているのである。一番怖いのは、虫歯が毒素を分泌して血液に侵入し、リウマチ性心疾患などの病気になることである。従って、本局は生徒の歯科疾患の治療をするため、歯科診療所を開設し、2名の非常勤専門歯科医師を雇用し、毎日午前9時から11時までに診療を行う。毎日生徒の体格検査を終えた十四校は十四名の生徒を、その他の各学校から六名の生徒（毎日合計20名）を本局まで送って、治療を受けさせる。同時に看護師を補助に派遣する⁽⁴⁸⁾。

歯の病気の中でも、当時虫歯は重要視されており、その危害が認識されていた。しかも、衛生局は生徒の診察と治療を行った後、学校に連絡する必要がある。この診察治療を受けるには、「各学校の生徒は校長先生が診察室で取り出した「健康記録」と「治療記録」を持たなければ衛生局に行けない」⁽⁴⁹⁾と規定されていた。診断治療が終わったら、医者が記入し、看護師が学校の保健室に持ち帰ることになる。この計画が実施されてから、1929年の5月1日から8月1日までに、合計859件の歯科治療が行われた⁽⁵⁰⁾。

眼科・耳鼻咽喉科診療所は同様に、毎週月曜日、火曜日と金曜日の午前9時から12時までに、雇われた非常勤の専門医が衛生局で、目や耳、鼻、喉のトラブルを抱える各学校の生徒の診察を行うことが「計画」に明記されていた⁽⁵¹⁾。もし、学校で対応できない眼や歯の病気・障害が見つかった場合、該当する生徒は、病院に行く他、その病気や障害に応じて設置された診療所に行くように指示された。これによって、学校と衛生局との医療的な関わりが構築され、こうした連携は眼科や歯科などの医学の個別の領域の専門化を促進し、学校衛生を拡充した。

おわりに

本論文では、1920年代末上海の学校における医学の導入について明らかにした。1927年上海の衛生行政の成立に伴い、衛生局は中央衛生部の「方案」に沿って系統的な学校衛生計画を作成し、学校衛生の行政的管理を開始した。衛生局の計画書や報告書などを通して、学校における診療所の設置経緯や人員の配置、及び生徒を対象に行った検査・診断の内容と方法を分析し、子どもの身体を医療的な管理をしようとした学校衛生の具体、さらに学校衛生教育を通じた民衆への接近を明らかにした。

上海の学校衛生に関する先行研究では、衛生局が学校衛生教育に重点を置いており、子どもの健康向上が行政事業において重要な役割を果たしていることが明らかになっている。しかし、これらの研究は学校衛生が体系的に確立された後、学校診療所などの施設が管理・運営されていた実際については、詳細には説明されていない。この課題を踏まえ、本研究では、衛生局によって出された計画書、眼科・歯科診療報告書、学校と家庭との連絡などを分析し、学校衛生の実施状況を検討した。その結果、「方案」に基づき、衛生局は独自の学校衛生計画を策定し、学校診療所は正式に上海の市立学校に導入されたことが明らかとなった。特に、学校における診療室で校医や看護師は予防的な介入や簡単な治療を行い、学校の衛生が円滑に運営されるよう保護者と衛生局と連携していたことは解明できた。衛生行政事業が他の地区より早く着手された上海においては、診断・治療機能を果たす学校は、単に健康に関する知識を教えるだけでなく、国家建設や民衆教化のニーズの下で、医療や救急サービスと統合され、1920年代末から学校衛生の行政的管理が開始した。

<注>

- (1) 上海という地域の特徴については、福士の研究に詳しい。福士によれば、域内に二つの租界を有した上海では、中国の都市の中でも早い時期から近代的衛生観念に基づいた公衆衛生行政が展開されていた。華界全体をカバーし、実質的に機能した最初の公衆衛生行政機関として成立した衛生局は、それによる衛生行政がそれ以前の衛生行政と比べて、より広範なものであり、民衆生活へも大きく関与するものでもあったと指摘されている。(福士、2010、164頁) 本研究は、上海における衛生行政の中に、学校衛生の展開に注目する。

- (2) 福士由紀『近代上海と公衆衛生——防疫の都市社会史——』、御茶の水書房、2010年、164頁
- (3) 同上書、154頁
- (4) 秦韶華「上海市華界中小學校衛生研究（1929－1937）」、華東師範大學修士論文、2007年
- (5) 「養生」、「個人の衛生・清潔」に関しては、天津の衛生的な近代化に着目したログスキの研究は詳かである。ログスキによれば、「養生」は元々莊子の思想や「氣」のめぐらし方、活力を高める漢方薬と結びついていたが、衛生的な近代化は、実験室の医学と国家管理と関連するようになり、「養生」の方法を「科学的」な域から追い出した（Ruth Rogaski, *Hygienic Modernity: Meanings of Health and Disease in Treaty-Port China*, University of California Press, 2004）。
- (6) 秦、前掲論文、10～11頁
- (7) Chieko Nakajima, *Body, Society, and Nation: The Creation of Public Health and Urban Culture in Shanghai*. Harvard East Asian Monographs, 2018.
- (8) Nakajima, *ibid*, p.95
- (9) 福士、前掲書、154頁
- (10) 「学校衛生実施方案」『衛生月刊』第二卷第六期、1929年6月、15頁
- (11) 同上
- (12) 周楚良「上海特別市全国衛生運動大会衛生講演」『衛生月刊』第一卷第十二期、1928年12月、15頁
- (13) 「学校衛生実施方案」、前掲誌、15～16頁
- (14) 同上、16頁
- (15) 同上、16～19頁
- (16) 同上、20～30頁
- (17) 同上、31～33頁
- (18) 「民国十八年上海特別市学校衛生初期実施計画」『衛生月刊』第二卷第三期、1929年3月、11頁
- (19) 同上
- (20) 『衛生月刊：学校衛生特集』、第二卷第十期、1929年10月、2頁
- (21) 巡回診療所の車が、集会やパレードの際の救護用車に転用された。（『衛生月刊』第二卷第七期、1929年7月、35頁）
- (22) 「民国十八年上海特別市学校衛生初期実施計画」、前掲誌、11頁
- (23) 同上
- (24) 同上、12頁。十四校の衛生状況と事業展開について、添付の表1をご参照ください。なお、「上海地方誌」によれば、1928年時点、上海の市立学校は179校であった。
- (25) 『衛生月刊：学校衛生特集』、第二卷第十期、1929年10月、3頁
- (26) 「民国十八年上海特別市学校衛生初期実施計画」、前掲誌、12頁
- (27) 「学校衛生実施方案」、前掲誌、16頁
- (28) 同上

- (29) 同上。「方案」によれば、「都市部では、校医が一人配置され、約三千人の生徒を管理し、農村部では校医が一人、約二千人の生徒を管理するように配置される。また、都市部では、学校看護師が一人設置され、約1500～3000人の生徒を管理し、農村部では一人が約1500人の生徒を管理するように配置される」と規定されている。
- (30) 同上、19頁
- (31) 同上
- (32) ただし、「方案」と「計画」が明記したように、学校で診断・治療できない病気の場合、生徒を衛生局が指定した病院に移さなければならない。つまり、校医の職務は治療することがあっても、具体的な治療行為は行わず、病院や専門的な処置へと生徒を紹介することに限定されていた場合もあった。
- (33) 「学校衛生实施方案」、前掲誌、19～20頁
- (34) 「民国十八年上海特別市学校衛生初期実施計画」、前掲誌、13頁
- (35) 同上
- (36) 『衛生月刊：学校衛生特集』、第二卷第十期、1929年10月、4頁
- (37) 同上
- (38) 同上
- (39) 同上
- (40) 「学校衛生実施報告」『衛生月刊：学校衛生特集』、第二卷第十期、1929年10月、12～13頁
- (41) 同上
- (42) 同上、11頁
- (43) 同上、8頁
- (44) 同上、3頁
- (45) 王淑貞「健康診断の良いところ」『衛生月刊』第一卷第五期、1928年5月、40頁
- (46) 「学校衛生実施報告」『衛生月刊：学校衛生特集』、第二卷第十期、1929年10月、17頁
- (47) 「民国十八年上海特別市学校衛生初期実施計画」、前掲誌、4～5頁
- (48) 「民国十八年上海特別市学校衛生初期実施計画」、前掲誌、26頁
- (49) 同上
- (50) 「学校衛生実施報告」『衛生月刊：学校衛生特集』、第二卷第十期、1929年10月、5頁
- (51) 「民国十八年上海特別市学校衛生初期実施計画」、前掲誌、27頁

<参考文献>

福士由紀『近代上海と公衆衛生——防疫の都市社会史——』、御茶の水書房、2010年
Chieko Nakajima, *Body, Society, and Nation: The Creation of Public Health and Urban Culture in Shanghai*,
Harvard East Asian Monographs, 2018

Ruth Rogaski, *Hygienic Modernity: Meaning of Health and Disease in Treaty-Port China*, Berkeley and L.A., California: University of California Press, 2004

<史料>

王淑貞「健康診断の良いところ」『衛生月刊』第一卷第五期、1928年5月

周楚良「上海特別市全国衛生運動大会衛生講演」『衛生月刊』第1卷第十二期、1928年12月

「民国十八年上海特別市学校衛生初期実施計画」『衛生月刊』第二卷第三期、1929年3月

「学校衛生实施方案」『衛生月刊』第二卷第六期、1929年6月

「为呈报依照十七年度施政大纲办理各项重要业务情形」『衛生月刊』第二卷第七期、1929年7月

「学校衛生実施報告」『衛生月刊：学校衛生特集』、第二卷第十期、1929年10月

表 1 上海特別市衛生局学校衛生実施校 衛生状況表（1929年 3 月24日製）

	アドレス	電話 番号	校長	開校 年数	経費 / 月	男子 人数	女子人数	衛生学教員	衛生事業
和安	新閘路北成 都路九番	37272	錢選青	24	1915	1425	9	自然科教員担当と 学級の主任担当	衛生係、救護隊。 衛生運動週、蚊・ ハエの撲滅
万竹	露香園街二 四二号	南225	程寛正	17	2666	745	624	錢次九、錢蟠松	每学期一回の健康 診断、救護隊、衛 生隊、蚊・ハエの 撲滅、衛生室
務本	黄家閘路八 〇号	南76	賈觀仁	27	中学校：3023 小学校：515	無し	中学校：424 小学校：400	自然科教員（小学 校）と学級の主任 担当（中学校）	校医が雇われて臨 時指導を行うこと
西成	西門蓬萊路 二四五号	南1060	趙侶青	23	1535	542	832	沈肇風、明非比、 黄望平、呉正邦	清潔隊、救護隊、教 員による身体検査
敬業	小東門内老 学前	南213	紐長鑄	28	1493	684	21	学級の主任担当	衛生係
時化	淘沙場街二 十七号	南277	奚安斎	24	1207	517	145	楊甸、林応	体格検査、治療、 衛生係、衛生展覧 会、歯ブラシ運動
比德	辣斐德路一 一九七号	35983	王定誠	17	995	523	138	趙蘊之	每学期一回の身体 検査、清潔・救護 運動
梅溪	蓬萊路一二 八号	南176	居復旦	51	927	457	58	各学級の教員担当	衛生室、救護隊
飛虹	文監師路北 福建路口	43279	湯天陶	24	828	386	79	各学級の主任担当	衛生係、清潔運動 週
尚文	応公祠路一 二六号	南61	賈觀晴	9	975	247	171	校長（上級）、各教 員（初級）	体格検査、月毎に 一回の清掃、救護 隊、衛生週
樹基	北河南路天 後宮		王砥平	6	783	304	28	自然科教員担当と 学級の主任担当	清潔・救護隊、毎 月一回の体重測り、 歯ブラシ運動
隆德	老白渡街一 八六号	南1345	陳聘伊	23	693	205	123	王仲明	救護室、整理検査 隊、体格検査
農壇	南？外馬路 一五八六号	南869	王徳良	18	589	233	80	高松圃	体格検査、治療、 衛生室、蚊・ハエ の撲滅
実験	西門内松宮 街	南1303	盛振聲	1	1121	144	56	程文彬	衛生室、教員によ る健康診断

『衛生月刊』第二卷第十期 3 頁 より

School Clinics in Shanghai in the 1920s

XU Jiaru

This paper discusses the process of which school clinics were established and how school clinics provided medical services for school children through the analysis of examinations and diagnoses conducted on them by the Public Health Bureau (PHB).

Previous researches on school hygiene in Shanghai have elucidated that PHB emphasized hygiene education in schools and the promotion of children's health played an important part in administrative tasks. However, they have not explained in detail how facilities such as school clinics were administered and managed after school hygiene was systematically established.

Based on above, this study examined school hygiene implementation by analyzing plans issued by the administration, reports of ophthalmologic and dental clinics, and correspondence between PHB, schools and families. With the issuance of the plan by Nanking National Government, PHB developed its own school hygiene plan based on it, and thus doctors, nurses, and school clinics were formally introduced into Shanghai public schools. Noteworthy in the plan are the ophthalmologic and dental clinics operated by PHB, which provided preventive interventions and simple treatments for students, connected with parents to ensure the smooth running of the school hygiene, and dispatched nurses who visited children in their homes. Above all, school hygiene was not only about imparting health knowledge, but was also integrated with medical care and emergency services under the needs of nation-building and disease-control. In this way, how the connection between the educational system and the medical management system was created around children's bodies in Shanghai at that time was clarified.